

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
4	B 地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようすることを求める。 【制度改正の必要性】経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにより、また中小企業者等が複数の窓口へ申請を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。 【具体的な支障事例】融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。	経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、保証審査を行う信用保証協会へのワンストップの申請が可能となり、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られる。	中小企業信用保険法第2条	経済産業省	川口市	—	石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、寝屋川市、出雲市、高木市、宮崎市	○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の観点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考えており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。 ○本市においては、平成21年度の認定件数は1,000件を超え、従来の認定担当者のみでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼書の提出書類に一部重複するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考えられる。 ○制度の性質上、申請者である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、本市の認定事務(書類の精査及び市長印の押印)は事務 決裁規定に基づいて行われるため、最低日を要する。現在は認定業務が少く申請件数は年20件程度ではあるが申請が多い年(平成20年度544件・平成21年度の678件等)があると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を減らすことができる。 ○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けても融資を受けられない事業もあつた。保証審査を行う信用保証協会がワンストップで申請すること、融資の可否も含めて迅速に判断することができるようになる。 ○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている点も問題である。 ○事業者又はその代理人が申請を行う際、「富んでいる業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」や「どの様式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数は多くないものの事務的負担が生じている。また、認定書の有効期限を1か月としているが、「書類が切れたので再申請したい」という問い合わせも年に複数回あり、認定書を取得しても他事務に時間を要するため、事業者の負担となっていると思われる。 ○認定申請自体も委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会での手続きを行うことでワンストップで行える利便性は高い。地震等の災害発生時などの緊急性を要する第2条第4項の認定においても、現状では事業者は市町村での認定手続き後に保証協会へ審査申込となり、迅速な審査等手続きがされているとは言い難い。 ○短期間でセーフティネット認定に至らなければならず、事務的負担が大きい。また、市を経由して保証協会に到達することにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申込者の意向に沿えない。 ○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならず、現状として、特定中小企業者等にとって事務負担は大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになること、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はある。 ○本市での認定事務は年間5〜6件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあり至急で処理を行っているが、信用保証協会でのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。 ○信用保証協会がワンストップで申請を受け付けることで企業の負担を軽減することが図れる。 ○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多数の4号認定申請が集中することとなり、現在の二窓口体制では迅速な融資実行に支障が出ている。6号認定(取引金融機関破綻)についても同様。 ○認定団体と同様に、融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者等が他の制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。		
58	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高度化資金貸付金の連約金支払手続きに係る請求書発行依頼に係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の連約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】連約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	不要な事務の義務付けの廃止により、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減が図られる。	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)	経済産業省	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	—	石岡市、富山県	○連約金支払い手続きが簡素化されているので、本県としても賛同する。	高度化資金貸付金の連約金支払手続きについて、中小企業基盤整備機構が都道府県に対し連約金の請求書発行するに際しては、支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある。そのため、中小企業基盤整備機構では請求書発行する前に、都道府県に対し支払期日及び支払金額の事務連絡を求めている。この事前連絡は、都道府県の担当者からのメールやFAX等ではなく、その旨が明記されている。このように、都道府県からの事前連絡は、中小企業基盤整備機構が請求書発行するために必要なものであり、また、公文書等の正式な書面である必要はなく、担当者からのメールやFAX等でもよいこととしており、都道府県にとって大きな事務負担になるものではないと考えている。なお、都道府県からの事前連絡は、公文書等の正式な書面である必要はなく担当者からのメールやFAX等でもよいこと、中小企業基盤整備機構から改めて周知するものとしたが、その上でなお、この事前連絡が都道府県にとって大きな事務負担となっているのであれば、具体的なことのような事務負担が発生しているのかを把握した上で対応を検討する用意があるので、都道府県から中小企業基盤整備機構に相談をしていただきたい。	
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央金が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上の明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団関係も、法律上の明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(資金業法や水産物協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	—	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高松県、徳島県、香川県、高松市、大分県	—	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや資金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関する組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 ○暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態把握を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいります。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえて、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえて対応してまいります。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
81	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行うPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。 具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量化下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄・処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の徹底に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県	—	青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜県、山梨県、福井県、大分県、京都市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎県	〇低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等で判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量化下限値未滿であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量化下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要となる場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考ええる。 〇PCB汚染物のうち差違なくに関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないこと」がPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から差違に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき資料の年代や使用構造、分析方法が定められていないため、差違の判断工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、その範囲まで調査が必要と判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、差違なくと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるを得ない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。 〇調査団体と同様の支障が生じている。特に、機殻等の差違やシーリング材(両側材)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項、いわゆる出口基準)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準拠してはどうか示していただきたい。加えて、PCB差違を判断した後の鋼材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項、いわゆる出口基準)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準拠してはどうか示していただきたい。加えて、PCB差違を判断した後の鋼材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。 〇平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。 〇PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む機殻の差違くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機殻の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄が必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機殻であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。 〇(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と認めるところから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。 (2)電気機殻以外のPCB汚染物は、PCB廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量化下限値が異なることから、適切な指導が難しい。 (3)機殻差違は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生産するケースが確認されているが、化学法の運用で原料中のPCB含有量がBATレール以下であれば、差違が認められている。このため、新しい差違からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の機殻差違の除去を進めるうえで支障となっている。 一方、上記の化学法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象であるとして、地方環境事務所から差違についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有差違くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該差違くずについて、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、差違の取扱いが不明確であることにより、使用中の低濃度PCB機殻については、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上ことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、差違については、化学法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。 〇電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されていないというケースもあつた。この「検出されない」という表現に、場合によっては下下限値の判断について環境省に確認したところ、具体的な数値については決まっておらず、どこまで分析を求めるかについては各自自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。	
106	A 権限移譲	産業振興	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県へ権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県へ権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者等)のうち、以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるよう求める。 【制度改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるよう求める。 【具体的な支障事例】 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりも早く発知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事法の関連性を極めて、非合理的である。 【懸念の解消策】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣が介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置について、より迅速かつ確実な実施が図られる。	電気工事の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業省	山梨県	—	—	—	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者等)のうち、以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、都道府県へも権限付与することについて、国所管の電気工事業者は約1800名あり、その中には100以上の営業所を全国の都道府県に設置しているケースもあることから、ある特定の営業所での法令違反事案にあって、その程度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。 また、現行制度において、国所管の電気工事業者に法令違反の疑いがあつた場合、各地域を所管する産業保安監督部が法24条の危険等防止命令及び同法29条の報告及び検査を行う体制となつており、国は法令違反の程度を総合的に判断し、場合によっては法28条に基づく差違の取直し等を行うこととなっている。このように法27条の危険等防止命令は法29条の登録済用にも関係しており、仮に都道府県に危険等防止命令の権限が付与され、都道府県がそれら命令を発するようとなれば、国として総合的な判断が困難となりかねず、当該電気工事業者に対する一元的かつ広域的、効果的な指導ができないため、現行どりの役割分担が適切である。
220	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業を一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩むている。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本県	—	—	—	〇本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別作業を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。(再2年度)では一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止となる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。 〇選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別処理の推進をモデル検証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した検証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて慎重に図ることを求める。 〇本市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物の」定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りがドラインにおける「収集後の破袋も見直されることで、効率よく再商品化される」と考えます。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
298	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しが検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とこととされている。	【権限移譲による効果】 複数の都道府県で、商工会等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを実施しており、財源措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。 なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源を、商工会・商工会議所の人員増に対応するための人件費に對し、十分な財源措置が必要。 【懸念と対応策】 計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合には、手分け方式の採用により、希望する都道府県へ順次、権限移譲を行っていく方法も考えられる。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	経済産業省	広島県、宮城県、三重県、愛知県、中国地方知事会	—	富山県、大分県	○本県でも提案団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、着実な計画実施に大きな支障をきたすおそれがある。 ○地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を見直し、小規模事業者やその活動を後押しする商工会支援に当たって県と市町村の役割を明確化し、併せて、この見直しを踏まえた伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意味があるため、左記の意見に賛同する。 ○一方で、商工会又は商工会議所においては、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない自治体も散見されており、計画認定に係る都道府県の関与を明確化させ、人件費に反映させる必要性が生じているのも事実。 ○評定型補助金は認定計画の実行性担保のために一体的な執行を進めるため、国費において事業費をまかなっているところであるが、人件費と連動させるための工夫も必要であると認識しているところ。 ○こうした課題も踏まえつつ、現在、市町村や都道府県との協働体制構築に向け、中改善・小規模企業基本政策小委員会で議論を開始したところ。本委員会は3月から11月にかけて審議し、11月には、自治体との連携をより深めた形で小規模企業政策を論点整理として取りまとめる予定である。国と都道府県の役割分担、認定権限の委譲が良いかどうかも含めて、こうした議論の中で、慎重に検討していきたい。
312	B	地方に対する規	環境・衛生 制緩和	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	—	神奈川県、相模原市、軽井沢市、豊田市、稲沢市、大塚市、兵庫県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めいく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を再評価し、再商品化事業者へ直接輸入した場合、輸入物の買が従来と異なることによる設備設置の工夫が必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。